

職員の懲戒処分を行いました

自転車の酒気帯び運転及びハラスメント行為を行った職員3名の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和7年(2025年)8月7日(木)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処 分 理 由
【1】 建設部 本庁 主任 35歳 男性	停職 1月	令和7年6月23日(月)の勤務終了後、午後6時頃から飲食店において飲酒した後、自転車を運転しているところを警察官により職務質問が行われ、呼気アルコール検査を受けた結果、酒気帯び運転として検挙された。
【2】 産業労働部 現地機関 課長補佐 46歳 男性	減給 1/10 1月	令和6年度において、部下職員に対し、人格を否定する侮辱的な発言や、威圧的に机を叩く等のパワーハラスメント行為を継続的に行った。 これにより、部下職員が体調不良となるなど、就業環境が害された。 この他に管理監督者1名を訓諭とした。
【3】 環境部 現地機関 課長級 56歳 男性	減給 1/10 1月	令和5年度から7年度において、複数の部下職員に対し、日常的に能力的な侮辱と受け取れる発言や威圧的な言動を繰り返した。 これにより、部下職員の尊厳を侵害し、就業環境が害された。 なお、当該職員は令和4年8月にパワーハラスメントにより懲戒処分「戒告」を受けている。

(問合せ先)

担 当 総務部コンプライアンス・行政経営課
青木、中山

電 話 026-235-7029(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2555

F A X 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp